

上尾市告示第144号

平成7年上尾市告示第5号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき市長が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和8年4月17日

上尾市長 畠山 稔

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円
70歳以上	4,400円	14,597円